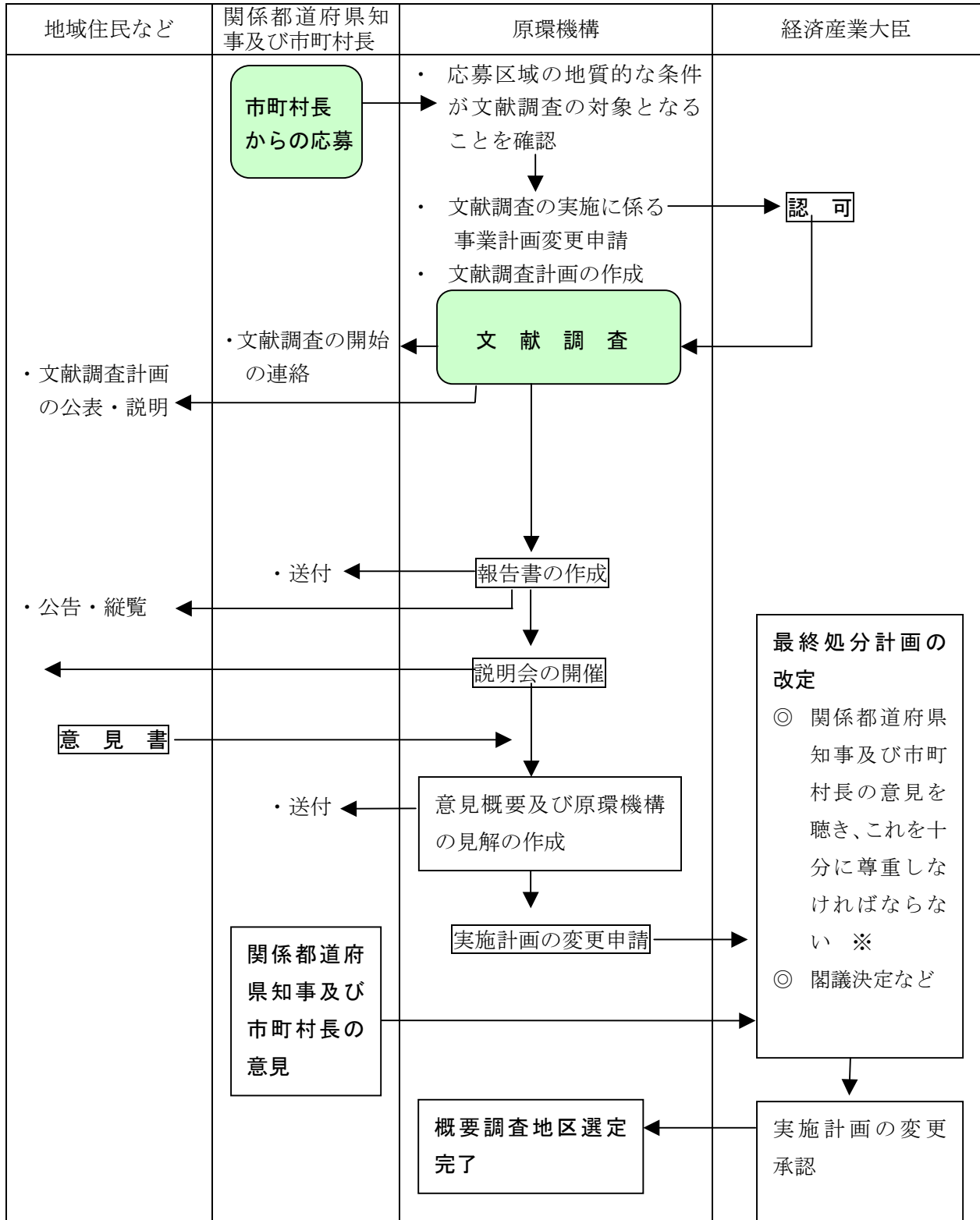


応募と文献調査について



○精密調査地区の選定、最終処分施設建設地の選定にも同様の手続きで進めます

※「地元の理解等が得られず、当該都道府県知事又は市町村長が概要調査地区等の選定につき反対の意見を示している状況においては、当該都道府県知事又は市町村長の意見に反しては、概要調査地区等の選定は行われぬものと考えている」との政府の答弁書があります。